

## 入札公告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

平成29年12月8日

大阪府道路公社理事長 浦田 隆司

### 1 発注の内容

公告番号	大阪府道路公社公告第33号	
発注年度	平成29年度	
工事名称	第二阪奈有料道路 防災設備更新工事	
工事種別	消防施設工事	
受注希望工種	対象外	
工事場所	生駒市壱分町87地内 外	
契約期間	平成31年3月15日まで	
工事概要	1. 防災設備更新 1式 2. 製作・据付・調整 1式	
最低制限価格制度	採用しない	
予定価格の公表	事後公表	
支払い条件	前払金	契約金額の40%(10万円止め)
	部分払	なし
かし担保期間	1年	
必要な火災保険等	火災保険 又は 組立保険	
建設リサイクル法	対象外	

本入札公告のほか、契約内容等に関する詳細事項は、下記2(1)で配布する入札説明書等による。

### 2 発注スケジュール等

(1)入札説明書等の配布及び入札参加申込	期間	公告日から平成29年12月18日(月)までの、土曜日、日曜日を除く、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時まで。
	配布書類	入札説明書 入札参加申込書(参加資格確認申請書)(様式1) 配置技術者調書(様式2) 社会保険に関する誓約書(様式)
	送付先	下記「5 担当部署・問合せ先」

(2)設計図書等の配布	本件に係る入札手続において、設計図書等は電子ファイルをCD-Rに焼き付けて配布します。(CD-Rは入札参加申請時に提出していただきます。) 使用するアプリケーションは、Microsoft Word(DOC形式・DOCX形式)、Microsoft Excel(XLS形式・XLSX形式)及びAdobe Acrobat(PDF形式)です。
(3)入札日	平成30年1月22日(月)(紙入札)
(4)その他	入札参加者は、この入札公告のほか、別途配布する「入札説明書」及び「競争入札心得」の内容を遵守するとともに、契約に必要な条件を熟知のうえ、入札を行って下さい。

本入札公告のほか、入札手続等に関する詳細事項は、上記2(1)で配布する入札説明書等による。

### 3 入札参加資格

入札参加者は下記項目をすべて満たしていること。

(1)登録業種	平成29・30年度大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿中「消防施設工事」に登録をされている者であること。
(2)参加可能対象者等	単体 府内業者(建設業法上の主たる営業所の所在地が大阪府内にある者をいう。) :入札参加資格「消防施設工事」の総合点数が740点以上のもの 府外業者(建設業法上の主たる営業所の所在地が大阪府外にある者をいう。) :入札参加資格「消防施設工事」の総合点数が840点以上のもの
	経常JV 対象外
	特定JV 対象外
	組合 対象外
(3)建設業の許可	「消防施設工事」について建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく特定建設業の許可を有していること。
(4)配置技術者	「消防施設工事」について、監理技術者資格者証を有する監理技術者(入札参加申請時点において直接的な雇用関係を有しており、その雇用期間が3ヶ月以上である者に限る。)を専任で配置できる者であること。ただし、工場製作を含む場合、工場製作のみで現場が稼働していない期間については、監理技術者の専任配置を要しない。
(5)工事成績点	平成28年度中に完成検査を受けた大阪府道路公社または大阪府都市整備部発注工事で、64点以下の工事成績点を取得していない者であること(JVとして受注した工事も含む。)
(6)経営事項審査の審査基準日	「消防施設工事」について、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査の審査基準日が平成28年6月22日以降の日であること。 ただし、入札参加申込書の提出時点において当該要件を満たさない者については、当該要件を満たす経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し(入札日までの日付のもの)を入札時点までに提出すること。
(7)社会保険	公告の日までに、雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険(以下「全ての社会保険」という。)に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

<p>(8)低入札価格調査における失格判定に関する事項</p>	<p>本入札の公告日を起算日として過去 3 ヶ月間に、大阪府都市整備部発注工事の一般競争入札に係る低入札価格調査で失格判定( )を受けていない者であること。 ( )大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱(建設工事版)第8条の2に規定する事前調査の実施による失格判定を含む。ただし、失格基準価格に係る失格判定を除く。</p>
<p>(9)一般事項</p>	<p>入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)は、次に掲げる要件とする。</p> <p>ア 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。</p> <p>イ 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)でないこと。金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。</p> <p>ウ 公告の日までに、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類(以下「業種」という。)のうち、(1)に定める業種について、同法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けた者であること。</p> <p>エ 建設工事の種類について、(6)に示す審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けていること。</p> <p>オ 入札参加申込書の提出の日までに、(1)に定める建設工事の種類について発注年度に該当する大阪府建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。</p> <p>カ 入札公告の日から入札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(ア) 大阪府入札参加停止要綱及び大阪府道路公社競争入札等審査要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者</p> <p>(イ) 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者(建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 条の規定による営業の停止命令であって、大阪府の区域以外の区域又は入札公告に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。)</p> <p>(ウ) 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者</p> <p>(エ) 大阪府又は大阪府道路公社との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者(入札公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。)</p> <p>次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>ア 成年被後見人</p> <p>イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者</p> <p>ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの</p> <p>カ 破産手続きの開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>キ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札</p>

	<p>参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者</p> <p>府税に係る徴収金を完納していること。</p> <p>消費税及び地方消費税を完納していること。</p> <p>雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険、健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険及び厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険(以下「全ての社会保険」という。)に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。</p> <p>大阪府の区域内に建設業法第3条第1項の許可に係る営業所を有する者であること。</p> <p>大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請書(添付書類を含む。)又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。</p> <p>建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受け、及び同法第27条の23第2項に規定する経営事項審査を受けている者であること。</p> <p>大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格の認定を受けていない者及び当該資格の審査を申請していない者であること。</p> <p>大阪府建設工事競争入札参加資格の認定後に当該資格の認定を辞退したことがある者でないこと。</p>
--	--

注)表中、単体とは単体企業をいい、経常JVとは経常建設共同企業体をいい、特定JVとは特定建設工事共同企業体をいい、組合とは官公需適格組合をいう。

**【重要】**

監理技術者又は主任技術者は、公共性のある工作物に関する重要な工事には、工事現場ごとに専任の者を配置する必要があります。(建設業法第26条3項)

この場合、特定建設業又は一般建設業の許可要件である、「経營業務の管理責任者」及び「営業所における専任技術者」の配置は認められません。

**【重要な工事とは、契約金額3,500万円以上(建築一式工事の場合は7,000万円以上)の工事です。】**

**4 入札の無効**

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札ならびに入札心得及び入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

**5 担当部署・問合せ先**

〒540-0012 大阪市中央区谷町三丁目1番18号 (NS21ビル4階)  
 大阪府道路公社 総務部 経理課  
 電話番号 06-6941-2511